



法令上の適正な運営って？



A. いくつか遵守しなければいけないことがあるの。

[障がい福祉事業](#)を行ううえで、事業者は適正な運営を行う必要があるのよ。

①は、人員基準の遵守よ。

[人員基準](#)というのは「従業員の知識、技能、人員配置等に関する基準」をいうのよ。

障がい福祉サービスでは、求められる置くべき従業員(有資格者)と人数を適正に配置する必要があります。

必要な資格や実務経験を持つ[従業員](#)、[常勤・専従・兼務](#)の別、規定以上の人員を配置しているかなどが適正かを、[指定](#)時にチェックされるのよ。

②は、運営基準の遵守よ。

サービスの提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など、事業を実施するうえで求められる運営上の基準、を運営基準といいます。

1. [利用者との契約関係](#)
2. [アセスメント](#)や[個別支援計画](#)、[モニタリング](#)
3. [サービス提供の記録](#)
4. 給付費の額に関する通知([代理受領等](#))
5. [管理者](#)、[児童発達支援管理責任者](#)の責務
6. [運営規程](#)関係
7. [勤務体制の確保](#)
8. [衛生管理](#)
9. [健康管理](#)
10. [掲示](#)
11. [秘密保持](#)
12. [苦情解決](#)
13. [事故発生時の対応](#)
14. [非常災害時対策](#)
15. 会計区分
16. [記録の整備](#)
17. 変更届
18. 廃止・休止・再開の届出

③は、報酬算定に関する基準の遵守ね。

基本算定額や[加算・減算](#)など報酬算定に関して適切に行う基準のことなの。

④は、設備基準の遵守よ。

事業所に必要な設備等に関する基準のことね。

指定時の設備基準はその後守る必要があるのよ。

指定を受けたからといって、指定時の間取りを勝手に変更っていうわけにはいかなくて、間取りなどの変更は、指定権者に変更届の提出が必要になっています。

[《MENU》](#)

[《利用契約書って大切なの？》](#)

[《学校や学級にはどんなものがあるの？》](#)

2021-11-08 掲載